

第10回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」議事要旨

日 時： 平成31年1月23日（水）午後3時30分～午後4時15分
場 所： 日本証券業協会 第1会議室

次 第

1. 本分科会報告書（案）の概要について
2. その他
 - (1) 日証協のTCFD対応について
 - (2) サステナブルファイナンスのISO規格について

議 事

1. 本分科会報告書（案）の概要について

事務局より、資料1に基づき、本分科会の報告書（案）の概要について説明が行われたのち、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

○主な意見等

- ・資料5頁の「ESG 株式指数に組み込まれた企業が、株式以外の投資家に評価されるよう」の趣旨は何か。
→ESGの株式指数に組み込まれたということが債券等の投資家には伝わらず、当該企業の評価につながっていないのではないかという意見であった。そこで、証券会社として、企業の情報発信や投資家への説明といった点で貢献できるのではないかというものである。
(事務局)
- ・「債券におけるESG指数の開発」とあるのは、株式指数とは別に債券に特化した指数を作るべきということか。
→債券のESG指数が少ないという点からのご意見である。(事務局)
- ・指標がたくさんあるとどれを見ればいいのかという議論になるので、1つの簡単な指標がある方が訴求できるのではないか。数多くある指数の中でどれがベンチマークになるのかが重要である。例えば、ヨーロッパにはMSCIのESG LEADERS指数に組み込まれているものしか投資しない方針の投資家もいる。本指数は現在831銘柄で構成されており、内日本企業は149社が組み込まれている。となると、それら以外の日本の上場、公開企業（3千数百社）は投資対象から外れてしまう。
- ・証券会社として企業にESGについてアドバイスを行う点（資料5頁）はもっともである

が、十分な知見のある人材が証券会社にいないことも課題である。日々新しい課題が出てくる ESG の幅広い分野を十分にフォローし、全方位的に対応できる人は日本全体でも数えるほどである。実態としての ESG 評価がリアルに出来る人材育成をしないと、形だけの ESG 対応では、企業が証券会社のアドバイスに従ったためにリスクが顕在化してしまう等の恐れもある。したがって、証券会社における態勢や教育について十分に考える必要がある。

- ・21 世紀金融行動原則では、G20 に提出する宣言文の草案を作成中であり、そこでは直接金融、間接金融を問わず ESG への対応が求められているが、金融機関においては気候変動問題への危機感が欠落していることが指摘されている。イングランド銀行のレポートでも、金融機関が気候変動問題とリスクを認識することの必要性が述べられていた。ESG に取り組む意義を理解するためにも、その危機感や認識を報告書に盛り込んでいくべきである。

→証券会社サイドのブラッシュアップということと思う。

- ・UNFCCC(気候変動に関する国際連合枠組条約)により設置された Green Climate Fund(GCF: 温室効果ガス排出抑制や気候変動への対応に関して途上国を支援するための基金)の方と意見交換をしたところ、GCF では途上国のプライベートエクイティにフォーカスする取り組みを行っているということであった。グリーンボンドはある程度大きな機関が発行するが、それ以外の小さな発行体への投資やリスクのある投資を増やしている。上場株式、債券以外のオルタナティブとしてファンドやプライベートエクイティなど途上国にフォーカスしたプロダクトも増えてくるのではないかと思われる。
- ・資料 6 頁の「民間企業による環境・社会的課題の解決に向けた取り組みを促すためには、機関投資家による ESG 投資は有効」という点には賛成だが、機関投資家に資金を預けている人の意思も重要なので、お金の出し手(実質オーナー)に対する啓発が重要。現在、ESG 投資を行っていない機関投資家の ESG 投資を促すことにもつながるのではないか。

2. その他

事務局より、日証協としての TCFD 提言への賛同及び ISO におけるサステナブルファイナンスに関する議論について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

○主な意見等

- ・賛同の手続きはどのように行うのか。
- 賛同のタイミングは今後検討したいが、日証協の証券戦略会議(2月)に報告をさせていただいた後に賛同する予定である。一方、本分科会でも情報開示等について議論を行ってきたので、本分科会の報告書の中に、日証協の対応として記載し、報告書公表と同時に行うこともあるかと考えている。
- ・賛同することは良いと思うが、日証協として TCFD に賛同したことで、証券会社が TCFD に

基づいた開示をし、かつ発行体企業等に指導できるよう努めるという宣言に受けとめられる可能性がある。実体的な対応も行うことを覚悟したうえで、すべてではないにしろ証券会社個社での先進的な取組みも期待されるということを確認させていただきたい。

→日証協としては、まずは経産省も含めた各種の動きを会員に情報提供するといったことを考えている。(事務局)

→今すぐに全証券会社の対応が必要になるのではなく、各社の事情も踏まえて検討しながら進めていくことでいいと思うが、日証協が賛同することで、いずれは対応を進めていくというコミットメントになるのではないかと考える。その点の考え方や対応を説明できるように整理しておいた方がよいだろう。

- 日本の賛同団体も、各団体によって温度差はあると思う。先行している賛同団体の取組みも踏まえて出来る範囲で進めていただくのがよいと思う。

以 上

<p>本件に関するお問い合わせ先：SDGs 推進室（03-6665-6783） 本議事要旨は暫定版であり、今後内容が一部変更される可能性があります。</p>
--